

基本取組3-1

不用品の再使用の推進

1 取組の内容

(1) フリー市场监管等の開催

家庭で使わなくなった不用品の有効利用を進めるとともに、不用品の再使用等に対する県民の関心を高めるため、フリー市场监管やバザーなど住民自身が気軽に参加できる不用品の再使用のための取組を県内各で積極的に展開します。

《取組事例》

◆特定非営利活動法人MFAの取組

【取組主体】特定非営利活動法人MFA

【概要】四日市市を拠点に、市、事業者、商店街等と連携しながらフリー市场监管を開催している。なかでも四日市ドームで開催する「フリー市场监管 in 四日市ドーム」は県内最大級のフリー市场监管で、700ブース、来場者1万名を超える一大イベントとして、年3回程度開催され、地域に定着した感がある。

MFAでは、誰でも簡単に出店できるよう、ホームページからいつでも申し込めるようにする一方、出店者が偏るとか、固定化しないよう会員制を廃止し、ダイレクトメール等による出店案内や過去の出店者への優遇措置は設けず、出店は先着順となっているため、毎回、新規出店者が多くなっている。

なお、来場者の多い「フリー市场监管 in 四日市ドーム」では、スタッフによる分別指導やデポジットコーナーの設置など、ごみの減量・リサイクルに係る啓発にも努めている。

主体	役割
住民	フリー市场监管等の活用（出店及び中古品の購入・使用）
事業者	会場提供等の支援
市町村	フリー市场监管等の開催、会場提供等の支援、開催等に係る情報提供
県	不用品の有効利用に係る啓発、会場提供等の支援
自治会、NPO等民間団体	フリー市场监管等の開催・出展

(2) 不用品リサイクル情報の提供及び利用促進の仕組みづくり

家庭で使わなくなった不用品の有効利用をより効率的、広域的に進めるため、市町村の広報やホームページ等を通じて不用品のリユースやリサイクルに関する情報を広く提供するとともに、譲りたい物がある人と譲って欲しい物がある人双方のニーズを上手くマッチさせることができる情報交換の仕組みづくりなどに取り組みます。

《取組事例》

◆津市の不用品リサイクル情報の取組

【取組主体】津市

【概要】津市では、市のホームページを通して「不用品リサイクル情報」を提供し、ベビーアイテム、家具、機械器具等様々な不用品交換の場を設けている。システムの利用者はホームページから譲りたい物や譲って欲しい物を登録すればよく、市民交流課が橋渡しの役割を果たしている。

主体	役割
住民	不用品の提供及び活用
事業者	不用品のリサイクルに関する取組への協力
市町村	不用品のリサイクルに関する情報提供、情報交換の仕組みづくり
県	—
自治会、NPO等民間団体	不用品のリサイクルに関する情報提供、情報交換のしくみづくり

(3) 不用品再使用のための修理、リフォーム等の推進

リサイクルプラザなど不用品のリサイクル等を推進するための公共施設において、修理教室、リフォーム教室等の開催やリサイクル関係情報の収集・発信を行うとともに、粗大ゴミとして収集した家具やおもちゃ等を修理・再生し販売するなど、リサイクルの実践活動を進めます。

《取組事例》

◆伊勢市広域リサイクルプラザの取組

【取組主体】伊勢市広域環境組合（伊勢市広域リサイクルプラザ）

【概要】伊勢市広域リサイクルプラザでは、不用品の修理・販売により、再使用を進めるとともに、再使用、再生利用に係る様々なイベントや教室を開催し、地域住民への啓発にも努めている。

主体	役割
住民	修理教室、リフォーム教室への参加、再生品等の購入
事業者	—
市町村	修理教室、リフォーム教室の実施、不用品の修理・販売
県	—
自治会、NPO等民間団体	修理教室、リフォーム教室等の実施

(4) リサイクルショップ等の活用を進めるための仕組みづくり

家庭で使わなくなった家具等を修理、再生のうえ、商品として安価で提供するリサイクルショップ等の活用を進めるため、認定制度の創設など仕組みづくりに取り組みます。

《取組事例 1》

◆ひの市民リサイクルショップ「回転市場」

【取組主体】東京都日野市の市民団体「回転市場」

【概要】市民から無償提供された中古衣類等の販売を通して「ものの大切さ」など生活の見直しを普及する市民団体自らの取組。

平成4年7月9日消費者運動連絡会の事業として設立され、平成13年から「回転市場」として独立し、現在のスタッフは43名で年間240日程度営業している。

取扱い品目は、①中古衣類、②食器他日用雑貨品、③古本、④石鹼製品及び⑤市リサイクル事務所からの本箱、椅子などのリサイクル品であり、①～③については、市民から無償提供されている。販売単価は50円～400円程度と非常にリーズナブルであり、30代の主婦層を中心に利用されている。



【進捗等】平成13年度の売上げ金は約760万円、売上げ点数45,000点と市民に有効に利用されている。回転市場では、中古衣類などの販売・回収を通じて、これまでの「使い捨てのくらし」から、「物を大切にするくらし」「ごみを買わないくらし」「ごみを出さないくらし」に変えていこうと呼びかけている。

また、売上金の一部を利用し、「ごみの旅」や「21世紀の地球」などの環境啓発冊子を作成し、小学校や市民に配付している。

《取組事例2》

◆日永カヨーの取組

【取組主体】日永カヨー（四日市市）

【概要】日永カヨーでは、ショッピングセンター内にリサイクルショップ「ハル」を設け、環境貢献の一環としてリサイクル・リユース事業を手がけている。

主体	役割
住民	リサイクルショップ等の活用
事業者	リサイクルショップの運営
市町村	リサイクルショップ認定制度等利用促進のための仕組みづくり、リサイクルショップに関する情報発信
県	リサイクルショップ認定制度等利用促進のための仕組みづくり、リサイクルショップに関する情報発信
自治会、NPO等民間団体	リサイクルショップの運営

2 目標スケジュール

取組の内容	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) フリーマーケットの開催					
(2) 不用品リサイクル情報の提供・利用促進の仕組みづくり			↔		
(3) 不用品再使用のための修理、リフォーム等の推進			↔		
(4) リサイクルショップ等活用のための仕組みづくり			↔		



基本方向3

リユース（再使用）の推進

基本取組3-2

リターナブル(リユース)容器の普及促進

1 取組の内容

(1) 既存のリターナブル容器製品のPR等利用促進

ビールびんや一升瓶びんなど既存のリターナブル（リユース）容器のシステムの活用を進めるため、リターナブル容器の優れたところや利用の必要性などを環境負荷の低減やゴミ減量化の視点から幅広くPRします。

また、宅配サービスなど流通販売事業におけるリターナブル容器の利用を推進するとともに、軽量で耐久性のあるリターナブル容器の開発・普及などを進め、システムの利便性を高めることにより、リターナブル容器を使用する製品の利用を拡大していきます。

主体	役割
住民	リターナブル容器の積極的な利用
事業者	流通販売事業者：リターナブル容器製品の積極的な販売 メーカー：軽量で耐久性のあるリターナブル容器の開発・普及
市町村	リターナブル容器の良さなどのPR
県	リターナブル容器の良さなどのPR
自治会、NPO等民間団体	リターナブル容器の良さなどのPR

(2) 新たなリターナブル容器システムの構築

現在は再生利用、又は、使い捨てされている飲料容器等について、リターナブル容器への転換を進めるため、新たなリターナブル容器システムの構築に関する調査検討を行い、できることから順次具体化し、持続可能な経済社会のシステムとして構築していきます。

《取組事例》

●南九州における900ml茶びんの統一リユースモデル事業

【取組主体】社団法人環境生活文化機構

【概要】南九州地区で主に焼酎の販売等に使用されている容量900mlの茶びんに統一規格を導入し、回収システムを確立することにより、これまで規格がバラバラで1回の使用で廃棄されていたびんのリターナブルシステムを構築する取組。

主体	役割
住民	リターナブル容器の積極的な利用
事業者	新たなリターナブル容器システムの構築、取組への支援・協力
市町村	新たなリターナブル容器システムの構築に対する支援・協力
県	新たなリターナブル容器システムの構築に対する支援・協力
自治会、NPO等民間団体	新たなリターナブル容器システムの構築、取組への支援・協力

(3) リユースカップ・システム等の推進

テーマパークやスポーツ施設等で大量に発生する使い捨て容器ごみを減らすため、県内各地の集客交流施設、公共施設等において、リユースカップの使用やリターナブル容器を使った商品の販売を積極的に進め、施設運営システムとして定

着させます。

主体	役割
住民	集客交流施設等への水筒やマイ食器の持参 集客交流施設等におけるリユースカップ・システム及びリターナブル容器製品の積極的な利用
事業者	集客交流施設等におけるリユースカップ・システムの導入及びリターナブル容器製品の優先販売
市町村	集客交流施設等へのリユースカップ導入促進 公共施設におけるリユースカップ・システムの導入及びリターナブル容器製品の優先販売
県	集客交流施設等へのリユースカップ導入促進 公共施設におけるリユースカップ・システムの導入及びリターナブル容器製品の優先販売
自治会、NPO 等民間団体	リユースカップ・システムの情報発信など取組への支援・協力

(4) 移動食器洗浄車などリユース食器システムの整備・活用

イベント会場等で大量に発生する使い捨て容器ごみを減らすとともに、リターナブル容器に関する意識を高めるため、移動食器洗浄車を整備し、県内各地で開催されるイベントやまつり、各種大会等において活用するなど、リユース食器をレンタルするシステムなどの整備・活用を進めます。この移動食器洗浄車は、ごみゼロプランの啓発等にも積極的に活用します。

また、リユース食器システムのコミュニティビジネスとしての展開を図り、経済的にも持続可能なシステムとして定着させます。

《取組事例 1》

●大規模集客施設でのリユースカップ・システム

【取組主体】エームサービス(株)、(財) 地球・人間環境フォーラム、環境省

【概要】スポーツ施設やイベント会場など閉鎖的空間において、飲み物などを再使用可能な容器に入れ、デポジット（預かり金、保証金）を上乗せして販売し、容器の返却と引き替えに購入者にデポジットを払い戻すとともに、返却された容器を洗浄し再使用する取組。

大分スポーツ公園総合競技場では15年3月から大分トリニータのホームゲームの際、清涼飲料水やビールなどを再使用可能なプラスチック製のコップで販売している。

コップはポリプロピレン製で、容量500ml。生ビール（650円）や缶ビール（550円）、ジュース（250円）に100円の預かり金を上乗せして販売、飲み終わったコップを戻した観客に100円を返却する。同じコップを使って飲み物をお代わりすると、代金が50円引きになる。導入したのは、競技場で給食サービスを一括受注しているエームサービス社。同社によると、コップはドイツで使われているものを輸入、50回まで洗浄・再使用が可能。

平成15年シーズンでは、17試合に導入。コップの初回販売個数は約7万9千個、回収率は年間平均で83.5%。コップは競技場近くの弁当業者に委託し、専用の機械で洗浄している。



《取組事例2》

◆仙台市のワケルモービル

【取組主体】仙台市

【概要】仙台市では、町内会のお祭りや学園祭等のイベントで大量に出る、使い捨ての皿やコップを減らすため、食器洗浄車「ワケルモービル」を制作し、市内で飲食を伴うイベントを主催する子ども会や町内会等の地域団体、学校、NPO等に貸し出している。

ワケルモービルは、丸平皿、どんぶり、コップ、箸、スプーンを180セット載せており、同市葛岡リサイクルプラザで貸出・返却を行っている。利用者は、車両のガソリン、食器洗浄機のプロパンガスや洗剤代の実費相当として、1,000円を負担することとなっている。

《取組事例3》

◆石川県のピカピカ号

【取組主体】石川県、(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議

【概要】移動食器洗浄車をリユース食器とともに無料で貸し出し、イベント等において現地で食器を洗いながら再使用してもらう取組。石川県が民間企業に特注し約500万円で購入したものを、(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議が貸し出している。年間維持費は、約30万円。平成13年の夏から県民を対象に貸し出しを始め、13年度は17会場、14年度は20会場で利用された。



出典:松村物産(株)HP(http://www.matsumura.co.jp/portal/news/2001/01_09_03/01_09_03.html)

ドイツでは早くから、ゲシル・モービルと呼ばれる移動食器洗浄車を自治体が所有し貸し出しを行っている。例えばケルン市では、2台を所有し車は12,000円／日で、食器を150個セットで1,800～2,400円／日でレンタルしている。また、車にはデポジット(預託金)3万円がかかる。市から委託を受けた民間企業等の職員が会場まで実費で運び、終了後は引き取りに行くというシステム。

主体	役割
住民	イベント等における、水筒やマイ食器の持参 イベント等におけるリターナブル容器使用への理解・協力
事業者	事業者主催のイベント等におけるリターナブル容器の利用 移動食器洗浄車の購入・貸し出し
市町村	市町村主催のイベント等におけるリターナブル容器の利用 イベント等における使い捨て容器使用禁止のルール化 移動食器洗浄車の購入・貸し出し
県	県主催のイベント等におけるリターナブル容器の利用 イベント等における使い捨て容器使用禁止のルール化 移動食器洗浄車の購入・貸し出し
自治会、NPO等 民間団体	自治会、NPO等民間団体主催のイベント等におけるリターナブル容器の利用 リターナブル容器利用に関する啓発活動の展開 移動食器洗浄車の購入・貸し出し、リユース食器レンタル事業の企画・運営

(5) エコイベントの推進

イベント会場等で発生するごみを減らすとともに、さまざまなイベントを通じてリユース等に関する意識を高めるため、エコイベントマニュアルの普及・活用を進めるなど三重県エコイベントシステムを推進します。

また、イベントごみの受け入れの有料化や、その収入を原資としたリユース推進のための助成制度など手数料収入の活用方法について検討します。

《取組事例》

●三重県エコイベントシステム

三重県は県の事務活動及び事務事業について継続的な環境負荷の低減を図るため、ISO 14001による環境マネジメントシステムを構築し、2002年2月にISO14001の認証を取得しました。環境目的の一つに「イベント開催に際しては、環境に配慮する」ことを設定し、県が開催するどのイベントも環境に配慮したイベント「エコイベント」となるようなシステムづくりを行っています。

【システム概要】

➤ エコイベントの考え方

- 自分たちで決めたことを自分たちで守る
- できることから始められるように柔軟性を持つ
- イベントを新しい環境への取組の実験の場として活用する
- イベント本来の楽しさを損なわない
- 「エコイベントマーク」で自己宣言する

➤ 対象イベント

このイベントは、不特定多数の参加者を対象として開催する式典、催し、行事等のうち、県及び県が主体となった実行委員会が主催または共催するもので、その実施に際して県が管理できるイベントとします。さらに、県が後援する等のイベントについても、本県が関与できる程度に応じて、環境に配慮したイベントとなるように主催者に協力を求めていきます。

➤ エコイベントの要件

エコイベントを開催することに伴って環境に負荷を与える要因は数多く考えられます。これらの要因がもたらす環境への影響を最小限にするために主催者が心がけるべき事柄を大きく以下の6項目と定め、これら6項目についての環境配慮を実施したイベントを「エコイベント」と認定しています。

- ・自然との共生・ゴミ・交通・省エネルギー、省資源・環境啓発・運営体制

➤ エコイベントの特徴

- 県民との協働により策定したこと
- すべてのイベント等を対象としたこと
- 簡単かつわかりやすい内容としたこと
- イベントの楽しさを失わないことをめざしたこと
- 外部による評価を取り入れたこと
- 絶えず改善し続けるシステムとしたこと

主体	役割
住民	エコイベントへの参加・協力
事業者	エコイベントへの参加・協力
市町村	エコイベントシステムの導入、エコイベントの実施
県	エコイベントシステムの運営・啓発、エコイベントの実施、エコイベント推進に向けた仕組みの検討
自治会、NPO等民間団体	エコイベントシステムの導入、エコイベントの実施

2 目標スケジュール

取組の内容	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) 既存のリターナブル容器製品のPR等利用促進					
(2) 新たなリターナブル容器システムの構築		←		→	
(3) リユースカップ・システムの導入		←	→		
(4) 移動食器洗浄車などリユース食器システムの整備活用		←	→		
(5) エコイベントの推進					



基本取組3-3

リースやレンタルの推進

1 取組の内容

(1) 民間事業者におけるリース・レンタル等のサービスの拡大

個人や事業者が、一時期しかない使わない製品や所有しなくても機能が利用できればよいと考える製品等について、積極的にリースやレンタルなどのサービスを利用することを促進するため、リース・レンタルする製品の種類を増やす、リース・レンタル等のサービスを提供するシステムの利便性を高める、事業所を増やす、広くPRを行うなどサービスを拡大していきます。

《取組事例》

大阪府豊中市の㈱ニックでは、個人向けのベビー用布オシメのレンタルサービスを提供しています。

※出典：㈱ニックHP (<http://www.nic-ing.co.jp/>)

おしめのレンタルシステム（個人向け）



お電話でお申し込み
ご出産前のご予約もOKです。



1回目の配達とご契約
各コースの枚数をお届けします。
また、保証金をお預りします。

B コース（枚数）

- ・1週間の納品枚数は最低30枚です。追加は10枚単位の計算となります。
- ・30枚未満の配送は特別集配扱いとし、別途特別集配料を加算させて頂きます。
- ・使用されなくとも次週の訪問時に全て交換致します。
- ・御利用は1週間以上から。



きちんとたたんであるの
すぐ使えます
ご使用済みのオシメは、そのまま袋へ
もちろん洗濯は不要です。



2回目からの配達
2回目からの配達は、決まった曜日ルートセールスマンがお伺いします
新しいオシメと使用済オシメを
交換します。

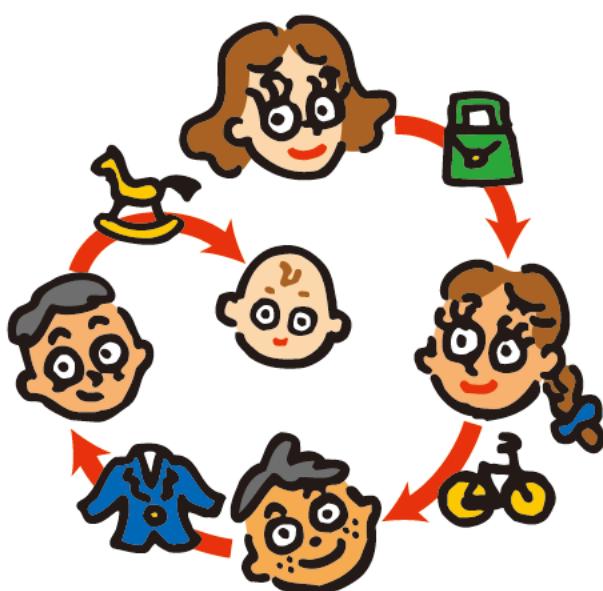
A コース（1日）

- ・1週間に1回集配・2週間以上のご利用から契約させていただきます。
- ・1週間のご利用枚数は200枚まで、これを超える枚数につきましては、Bコース料金で加算致します。

主体	役割
住民	リース・レンタルのサービスの積極的な利用
事業者	リース・レンタルのサービスの提供及びその拡大 事業活動におけるレンタルやリースの活用
市町村	リース・レンタルのサービスの積極的な利用
県	リース・レンタルのサービスのPR リース・レンタルのサービスの積極的な活用
自治会、NPO等 民間団体	リース・レンタルのサービスの提供及びその拡大 事業活動におけるレンタルやリースの活用

2 目標スケジュール

取組の内容	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) 民間事業者におけるリース・レンタル等サービス拡大					



基本方向3

リユース（再使用）の推進

基本取組3-4

モノの長期使用の推進

1 取組の内容

(1) 製品等の修理・修繕等のサービスの拡大

製品等が故障したり、壊れたりしたとき、それをごみとして捨てなくても済むようにするため、修理・修繕等により製品をできるだけ長く使うことができるよう製品の設計段階から配慮するとともに、部品の長期保存や修理・修繕等サービス網の充実、技術者の養成など、製品等の修理・修繕等の体制整備やシステム構築を進めます。

主体	役割
住民	長期間の使用が可能な製品の優先購入、製品等の修理・修繕等のサービスの積極的な利用
事業者	製品の長期使用のための設計段階からの配慮及び消費者への的確な情報提供、部品の長期保存や修理・修繕等サービス網の充実、技術者の養成など製品等の修理・修繕等の体制整備やシステム構築、サービスに関する情報発信
市町村	住民に対する啓発
県	住民に対する啓発
自治会、NPO 等 民間団体	住民に対する啓発

(2) アップグレード（製品の性能・機能の向上）サービスの拡大

技術の進展に伴い製品等の性能や機能が陳腐化したり、より優れた性能や機能を持つ製品が出てきたりしたとき、新しい製品に買い替えなくとも済むようにするため、アップグレードが可能となるよう製品の設計段階から配慮するとともに、アップグレードソフトの開発やアップグレードサービスの充実、技術者の養成などを進めます。

主体	役割
住民	アップグレードが可能な製品の優先購入、アップグレードサービスの積極的な利用
事業者	製品のアップグレードのための設計段階からの配慮及び消費者への的確な情報提供、アップグレードソフトの開発やアップグレードサービスの充実、技術者の養成
市町村	住民に対する啓発
県	住民に対する啓発
自治会、NPO 等 民間団体	住民に対する啓発

2 目標スケジュール

取組の内容	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) 製品等の修理・修繕等のサービスの拡大					
(2) アップグレードサービスの拡大					

基本方向4 容器包装ごみの減量・再資源化

基本取組4-1

容器包装リサイクル法への対応

1 取組の内容

(1) 容器包装リサイクルに係る効果検証調査等の実施

容器包装廃棄物が家庭ごみに占める割合は、容積比で約6割、重量比で2~3割程度となっており、中でもプラスチック類、紙類が大きな割合を占めています。

このため県内市町村の容器包装リサイクル法への対応状況に関する調査を継続的に行うとともに、リサイクルセンターなど施設の必要性、収集運搬費用などの面からも検証を実施します。

主体	役割
住民	市町村の分別基準に従い適正に排出
事業者	市町村の分別基準に従い適正に排出
市町村	県が実施する調査に積極的に協力
県	容器包装リサイクルに係る効果検証調査の実施
自治会、NPO等 民間団体	市町村の分別基準に従い適正に排出

(2) 国への提言・要望

現行の容器包装リサイクル法では、分別収集を市町村の責務としており、この経費が市町村にとって財政上の負担となっています。拡大生産者責任の考え方から、容器包装ごみの回収からリサイクルに係る費用は事業者が負担し、製品価格に転嫁するなど市場経済の仕組みの中で解決する制度とするよう、引き続き国に対し法律の改正等など提言・要望を行っていきます。

主体	役割
住民	容器包装リサイクル法の改正に対する理解と協力
事業者	容器包装リサイクル法の改正に対する理解と協力
市町村	各種団体を通じ国へ働きかけ
県	国に対し容器包装リサイクル法の改正について要望
自治会、NPO等 民間団体	容器包装リサイクル法の改正に対する理解と協力

《国家予算要望（環境省：H16.11）》

【提言・要望の要旨】

本県では、ごみゼロ社会の実現に向けて取り組んでいるところですが、国においても、拡大生産者責任の徹底による排出抑制、リサイクルの推進などにより、ごみゼロ社会の実現を積極的に推進されたい。

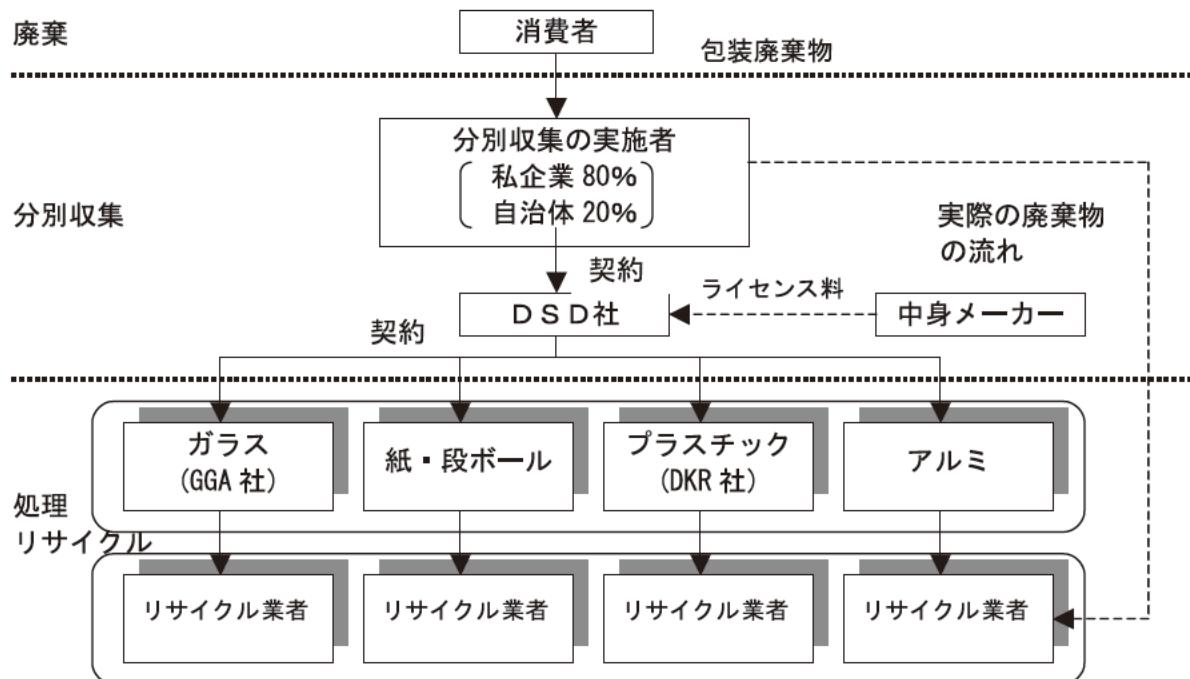
【具体的な提言・要望事項（抜粋）】

- 1 事業者におけるリターナブル容器の使用、再使用、再商品化が可能な製品開発の積極的な促進など、製造段階からの排出抑制への取組の促進
- 2 容器包装リサイクル法について、現在、市町村が負担している分別収集費用等を事業者負担とするなどの制度改正、及び全国統一のデポジット制度の導入など事業者における自主回収システムの整備と消費者が分別出しやすい製品開発の促進

《海外事例》

ドイツ：DSD (Duales System Deutschland) システム

- ・ ドイツでは「拡大生産者責任」の考え方方が徹底していて、再生だけでなく収集・選別も事業者の負担で行われている。DSD 社が緑のマーク(リサイクルの対象となる容器包装につける識別表示)の使用料を徴収し、その資金で収集・選別・再生を実施している。
- ・ フライブルクのように、DSD システム開始(1992 年)以前から資源収集に取り組んでいた所では、市町村が DSD から委託料をもらって収集・選別を行っている。
- ・ リサイクル経費全額が事業者負担であるため、商品価格に転嫁され、リサイクルコストの高い商品ほど価格も高くなる(静脈コストが市場に内部化され、「使い捨て抑制の動機づけ」となっている)。



(出典：DSD社資料より環境省作成)

- ・ なお、2003 年1月1日からドイツでは、容器包装廃棄物政令の規定(リターナブル容器の市場占有率が 72% を下回った場合、ワンウェイ容器に対する強制デポジット制度を発動する)に基づき、強制デポジット制度が施行されている。
- ・ この制度は、飲料の小売価格にあらかじめデポジット料金を上乗せしておき、飲料を販売した小売店に空き容器の引き取りを義務づけるもの。対象は、非炭酸系清涼飲料、ワイン、牛乳、紙パック入り飲料、乳幼児用飲料を“除く”、ワンウェイ容器を利用した飲料容器。デポジットの額は、1.5 ヨーロ以下の飲料容器で 0.25 ヨーロ(約 35 円)、1.5 ヨーロを超える飲料容器については 0.5 ヨーロ(70 円)となっている。

(3) 容器包装リサイクル法の完全実施

現在の県内市町村の容器包装リサイクル法への対応状況については、プラスチック製包装容器 4.2 %、紙製包装容器 5 % と低い状況にあります。容器包装ごみの減量化をさらに進めるため、容器包装リサイクル法に定める全ての品目について分別収集・処理を実施します。

また、容器包装リサイクル法に基づく容器包装ごみの分別収集の完全実施に向け、効果検証調査を実施するとともに制度改正を含めた国への要望を継続的に行います。

主体	役割
住民	市町村の分別基準に応じた分別排出
事業者	・市町村が分別収集したものを引き取り、一定の方法で再商品化する義務*を負う。((財)日本容器包装リサイクル協会への委託) ・市町村の分別基準に応じた分別排出
市町村	国の再商品化計画を勘案し、分別収集計画を策定して分別収集を実施
県	容器包装リサイクルの効果検証調査の実施、国への要望 分別収集促進計画の策定
自治会、NPO 等 民間団体	市町村の分別基準に応じた分別排出

※ 事業者の再商品化義務の対象は、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装

《分別収集計画》

分別収集実施予定市町村数

区分	H15 年度	H16 年度	三重県
無色ガラス	3,108 (95.9%)	3,137 (96.8%)	62 (93.9%)
茶色ガラス	3,109 (95.9%)	3,138 (96.8%)	62 (93.9%)
その他ガラス	3,073 (94.8%)	3,108 (95.9%)	61 (92.4%)
紙製容器包装	1,435 (44.3%)	1,574 (48.6%)	3 (4.5%)
ペットボトル	3,027 (93.4%)	3,072 (94.8%)	66 (100%)
プラスチック製容器包装	2,152 (66.4%)	2,355 (72.7%)	28 (42.4%)
スチール缶	3,223 (99.4%)	3,226 (99.5%)	66 (100%)
アルミ缶	3,225 (99.5%)	3,227 (99.6%)	66 (100%)
段ボール	2,813 (86.8%)	2,847 (87.8%)	61 (92.4%)
紙パック	2,526 (77.9%)	2,581 (79.6%)	60 (90.9%)

注 1) 市町村数については、平成 14 年 4 月現在

全市町村数 3,241 (東京 23 区含む) : 環境省調べ

注 2) 三重県データについては、平成 16 年 10 月現在

全市町村数 66 : ごみゼロ推進室調べ

2 目標スケジュール

取組の内容	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) 容器包装リサイクルに係る効果検証調査等の実施			↔		
(2) 国への提言・要望					
(3) 容器包装リサイクル法の完全実施			↔		

基本取組4-2

容器包装の削減・簡素化の推進

1 取組の内容

(1) 製造・流通・販売等の事業活動における工夫や改善の実施

容器包装ごみの重量や容積を減らすため、容器包装の製造段階において、容器包装の厚みや嵩などができるだけ少なくなるよう設計や素材を工夫するとともに、流通・販売段階において、容器包装が少量・簡素となるよう仕組みの改善などを進めます。

主体	役割
住民	—
事業者	容器包装の削減・簡素化のための工夫や改善の実施
市町村	啓発・PR
県	啓発・PR
自治会、NPO等 民間団体	啓発・PR

《取組事例》

◆東海コープ事業連合の容器包装ごみ減量のための取組

【取組主体】東海コープ事業連合：みかわ市民生活協同組合、名古屋勤労市民生活協同組合、生活協同組合コープぎふ、生活協同組合コープみえ

【取組概要】東海コープ事業連合では、容器包装ごみの減量のため、生産者、メーカー、会員生協が一体となって下記の取組を実施している。

①商品の容器包装の見直し、改善

1999年度から商品の容器包装の見直し、改善の取組を開始し、2003年度までに152品目の商品について実施した。この結果、容器包装ごみの累積削減量（換算値、出荷ベース）は合計で106.4tとなっている。

[見直し、改善の例]

- ・マーガリンの容器を開けやすい形状に改善するとともに、1個あたり4.4gの軽量化を行った。（2003年度年間削減量約2t）
- ・冷蔵食品のPETトレーを紙トレーに変更するとともに、容器の減量化を行った。（2003年度2品目の年間削減量計508kg）
- ・冷凍食品のトレーの使用を止め、外袋を縮小して13gの減量化を行った。（2002年度年間削減量約2t）
- ・ドライフルーツの外箱を排除し37.4gの減量化を行った。（2002年度年間削減量約3t）
- ・ミルクティーの紙箱を袋に変更し14gの減量化を行った。（2002年度年間削減量約415kg）

②レジ袋の有料制

コープみえの店舗（県内3店舗）では、レジ袋1枚につき5円の有料制を導入している。

(2) 容器包装の削減・簡素化を促す消費活動の実践

容器包装ごみの重量や容積を減らすとともに、事業者の容器包装の削減・簡素化に向けた活動を促進するため、容器包装の少ない商品の優先的な購入や、リタ

一ナブル容器の積極的な利用、簡易な包装などのサービスの選択、マイバッグの持参など容器包装の削減・簡素化を促す消費活動を実践します。

主体	役割
住民	容器包装ごみが出ない、或いは、少なくなる製品やサービスの積極的な購入・利用
事業者	—
市町村	啓発・PR
県	啓発・PR
自治会、NPO等民間団体	啓発・PR

2 目標スケジュール

取組の内容	2005	2006	2007～2010	2011～2015	2016～2025
(1) 事業活動における工夫や改善の実施					
(2) 容器・包装の削減・簡素化を促す消費活動の実践					

